

志木市高齢者介護用品購入費支給事業のご案内

1. 対象

次の全てを満たす人

- ・ 市内に在宅の介護保険被保険者
- ・ 要介護4または5と認定された人
- ・ 市民税非課税の人

2. 支給内容

毎月1回、紙おむつを現物支給（月額7,000円を上限・超えた分は利用者負担）

3. 支給の流れ

1. 業者一覧から業者を選び、希望のおむつの種類や必要な個数を決め、申請書を記入の上、長寿応援課に提出
2. 長寿応援課にて審査し、決定（若しくは却下）通知書を送付
3. 毎月1回、業者がおむつを配達
※受け取りの際、受領印またはサインをお願いします。

4. 変更方法

1. 次の場合は、長寿応援課へ変更届出書を提出してください（電子申請可）。
 - ・ 指定した業者を変更したいとき
 - ・ 病院・施設に入院・入所したとき
 - ・ 対象者が死亡したとき
 - ・ 対象者の介護度が要介護4または5ではなくなったとき
 - ・ 課税区分が課税になったとき
 - ・ 不要になったとき
2. 次の場合は、配達業者へご連絡ください。
 - ・ 製品・数量を変更したいとき
 - ・ 配達を一時的に休止または中止したいとき
 - ・ 配達を再開したいとき



▲電子申請

5. 問い合わせ

志木市役所長寿応援課いきがい支援グループ ☎048-473-1395